

(別表) 堺市農業用施設改良等事業実施要綱第5条第1項規定における対象事業及び負担率表

事業種別	事業内容及び採択基準	負担率(%)				備考		
		右記以外		市街化調整区域内農地及び生産緑地を受益地とする場合				
		市	農業関係団体等	市	農業関係団体等			
農道整備事業	農道の新設、改良又は舗装事業であって、幅員3～7m、上級道路に接続すること。	40	60	70	30			
水路等整備事業	農業用水路等の改良整備事業であり、次の事業を実施する場合。 1. 用水対策事業 (1) 用水路改良工事 (2) 井堰、ポンプ、ゲート、さく井、用水管などの取水施設改良工事 2. 浸水対策事業 (1) 排水機能改良工事 3. 安全対策事業 (1) 水路、ため池の防護柵、蓋、スクリーン の設置及び改良工事	用水対策事業	50	50	75	25	用水路改良	
			50	50	75	25	水路等の取水施設改良(井堰、ゲート及びさく井等の改良)	
			70	30	85	15	取水ゲートの自動化(治水上必要と判断できる場合)	
		浸水対策事業	100	0	100	0	排水機能改良であり、地元へ責任がないもの(土木部との協議が必要)	
			安全対策事業	50	50	75	25	防護柵及び蓋等の設置及び改良
				100	0	100	0	防護柵・蓋等の設置場所が、公道に隣接する場合
ため池等整備事業	ため池等の改修整備であり、堤体、取水施設及び余水吐の改修工事を実施する場合。	40	60	70	30	取水施設改修(樋門及び樋管等)		
		50	50	75	25	堤塘及び余水吐の改修		
		100	0	100	0	改修堤塘が市道の場合		
ため池環境対策事業	1. 水質障害対策工事 (採択基準) 水質が次の基準を2項目にわたって越えるもの。 ①水素イオン濃度 (P H) 6.0以下又は7.5以上 ②化学的酸素要求量(COD) 6mg/l以上 ③無機浮遊物質 (S S) 100mg/l以上 ④溶存酸素 (D O) 5mg/l以下 ⑤全窒素濃度 (T-N) 1mg/l以上 1. 水源転換事業 2. 水源水質改善のための施設事業 3. 用排水分離による水路事業	75	25	87.5	12.5			
	2. ヘドロの改良固化 現位置での固化を基本とする (堤体・地山部補強のための盛土への流用、及び親水コミュニティ活動支援事業のための公共用地造成は可とする)	50	50	75	25			
農業用施設の管理にかかる事業	1. 水路等浚渫 2. 樹木伐開 3. 浮遊物撤去 4. 工事関連委託業務・農業用施設の管理にかかる委託業務	50	50	75	25	通常の維持管理にかかわるものは除く		
<b>【特記事項】</b> 1. 各事業は、国庫補助事業及び府単独補助事業に該当しない場合適用する。 2. 各事業は、受益地が農振農用地の場合は、依頼者の負担率を10%とする。								